

玄海町建設工事最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領

玄海町建設工事最低制限価格事務処理要領（令和2年玄海町要領第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(適用の対象)</p> <p>第2条 最低制限価格制度は、補助事業で、設計価格が<u>200万</u>円以上の工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。<u>ただし、総合評価落札方式において低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。</u></p>	<p>(適用の対象)</p> <p>第2条 最低制限価格制度は、補助事業で、設計価格が<u>130万</u>円以上の工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。</p>

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。